

4月1日から 市の組織が変わります



様々な行政課題に対して迅速かつ柔軟に対応するとともに、簡素で効率的なわかりやすい組織とするため、4月1日から市の組織の一部を変更します。今回の改正では、障がい者福祉課を新設し、障がい者に対する相談・自立支援体制の充実を図ります。

また、危機管理監を設置し、多種多様な危機事象に対して一丸となって対応できる組織となっております。組織の変更により窓口の場所が一部変更となります。ご来庁の際に窓口がわからない場合には、お近くの職員へお気軽にお声掛けください。

●変更になる主な窓口

取り扱う業務内容	担当窓口
・犬の登録や狂犬病予防に関すること	くらし安全課
・障がい者の福祉サービスに関すること	障がい者福祉課
・生産緑地に関すること	都市計画課
・浄化槽に関すること	下水道課

●各部の主な変更内容

部名	課名	変更内容
総務部	総務課	現在のくらし安全課の危機管理に関する事務も行います。
	財政課	総合政策部から総務部に移します。
市民経済部	みどり環境課を廃止して、その事務をくらし安全課と都市計画課に移します。	
	くらし安全課	現在のみどり環境課の環境政策や環境衛生に関する事務も行います。なお、消防防災に関する事務は今までどおりくらし安全課で行います。
	市民課	総務部から市民経済部に移します。
保健福祉部	障がい者福祉課	新たに課をつくり、現在の福祉課の障がい者に関する事務を行います。
都市整備部	都市計画課	現在のみどり環境課の緑地や鳥獣保護に関する事務も行います。
	南部地域整備課	現在の久保土地区画整理事務所の事務も行います。なお、久保土地区画整理事務所の場所に変更はありません。
	下水道課	現在のくらし安全課の浄化槽に関する事務も行います。

庁舎案内図

平成24年4月1日から

